

議案第 15 号

野田市立あおい空の設置及び管理に関する条例及び野田市心身障がい者福祉作業所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

野田市立あおい空の設置及び管理に関する条例及び野田市心身障がい者福祉作業所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年3月3日提出

野田市長 鈴木 有

野田市条例第 号

野田市立あおい空の設置及び管理に関する条例及び野田市心身障がい者福祉作業所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

(野田市立あおい空の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 野田市立あおい空の設置及び管理に関する条例（平成21年野田市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第7条第2号中「4人」を「6人」に改める。

第10条第2号及び第3号を次のように改める。

(2) 一時支援 一時支援に要する費用として6,100円を超えない範囲内で規則で定める額

(3) 短期入所 法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスとみなした場合における同条第3項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額

別表を削る。

(野田市心身障がい者福祉作業所の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 野田市心身障がい者福祉作業所の設置及び管理に関する条例（平成29年野田市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第10条第2号を次のように改める。

(2) 法外就労支援 法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスのうち就労継続支援B型とみなした場合における同条第3項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の野田市立あおい空の設置及び管理に関する条例第10条第2号及び第3号の規定並びに第2条の規定による改正後の野田市心身障がい者福祉作業所の設置及び管理に関する条例第10条第2号の規

定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

野田市立あおい空の一時支援事業の実施体制の強化に伴い、定員に関する規定を整備するとともに、野田市立あおい空及び野田市関宿心身障がい者福祉作業所の使用料に関する規定を整備しようとするものである。

野田市立あおい空の設置及び管理に関する条例及び野田市心身障がい者福祉作業所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

○ 野田市立あおい空の設置及び管理に関する条例（平成21年野田市条例第24号）（第1条関係）

改 正 案	現 行												
(定員) 第 7 条 あおい空の定員は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 (1) (略) (2) 一時支援 <u>6 人</u> (3) (略) (使用料) 第 10 条 あおい空を利用した者(第 6 条第 1 号イに該当する者を除く。)又はその保護者は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める使用料を納入しなければならない。 (1) (略) (2) 一時支援 一時支援に要する費用として 6,100 円を超えない範囲内で規則で定める額 (3) 短期入所 法第 29 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービスとみなした場合における同条第 3 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額	(定員) 第 7 条 あおい空の定員は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 (1) (略) (2) 一時支援 <u>4 人</u> (3) (略) (使用料) 第 10 条 あおい空を利用した者(第 6 条第 1 号イに該当する者を除く。)又はその保護者は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める使用料を納入しなければならない。 (1) (略) (2) 一時支援 別表に定める額 (3) 短期入所 次に掲げる障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成 18 年政令第 10 号。以下「施行令」という。)第 17 条各号に掲げる支給決定障害者等の区分に応じ、次に定める額 ア 施行令第 17 条第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当する者 短期入所を法第 29 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービスとみなして法第 29 条第 3 項第 1 号の規定により算定した費用の額の 100 分の 10 に相当する額又は当該支給決定障害者等の区分に応じ施行令第 17 条各号に定める額のいずれか低い額から市長が別に定める額を控除した額 イ 施行令第 17 条第 4 号に該当する者 0 円												
(削る。)	別表(第 10 条第 2 号) <table><tr><th>区分</th><th>利用時間</th><th>使用料</th></tr><tr><td rowspan="4">障がい者</td><td>8 時間以上</td><td>4,680 円</td></tr><tr><td>4 時間以上</td><td>3,120 円</td></tr><tr><td>8 時間未満</td><td></td></tr><tr><td>4 時間未満</td><td>1,560 円</td></tr></table>	区分	利用時間	使用料	障がい者	8 時間以上	4,680 円	4 時間以上	3,120 円	8 時間未満		4 時間未満	1,560 円
区分	利用時間	使用料											
障がい者	8 時間以上	4,680 円											
	4 時間以上	3,120 円											
	8 時間未満												
	4 時間未満	1,560 円											

	障がい児	1 日	5,020 円
	備考 送迎サービスを利用したときは、1 回につき 540 円(1 日につき 2 回を上限とする。)を加算するものとする。		

○ 野田市心身障がい者福祉作業所の設置及び管理に関する条例（平成 29 年野田市条例第 12 号）（第 2 条関係）

改 正 案	現 行
（野田市関宿心身障がい者福祉作業所の使用料） 第 10 条 野田市関宿心身障がい者福祉作業所を利用した者（第 6 条第 2 号に該当する者を除く。）は、市長に対し、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める使用料を納入しなければならない。 (1) （略） (2) 法外就労支援 法第 29 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービスのうち就労継続支援 B 型とみなした場合における同条第 3 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額	（野田市関宿心身障がい者福祉作業所の使用料） 第 10 条 野田市関宿心身障がい者福祉作業所を利用した者（第 6 条第 2 号に該当する者を除く。）は、市長に対し、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める使用料を納入しなければならない。 (1) （略） (2) 法外就労支援 次に掲げる障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成 18 年政令第 10 号。以下「施行令」という。）第 17 条各号に掲げる支給決定障害者等の区分に応じ、次に定める額 ア 施行令第 17 条第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当する者 法外就労支援を就労継続支援 B 型とみなして法第 29 条第 3 項第 1 号の規定により算定した費用の額の 100 分の 10 に相当する額又は当該支給決定障害者等の区分に応じ施行令第 17 条各号に定める額のいずれか低い額から市長が別に定める額を控除した額 イ 施行令第 17 条第 4 号に該当する者 0 円